

第34号議案 長崎市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

	ページ
1 住所地特例制度の概要	1
2 後期高齢者医療制度加入時の住所地特例の改正内容	1
3 条例改正の内容	1
4 長崎市後期高齢者医療に関する条例新旧対照表	2～3

市民健康部

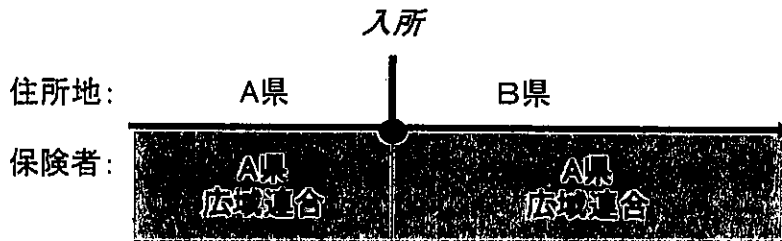
平成30年2月



1 住所地特例制度の概要

後期高齢者医療保険は、被保険者が住んでいる県の後期高齢者医療広域連合で適用されるのが原則となっている。しかし一定の施設等に入所し、住所が他県へ移った者について、その施設がある広域連合で適用を受けることにした場合、施設を多数かかえる広域連合の財政負担が過大となる可能性がある。そこでこれを防ぐため、施設等への入所により他県へ転出した人については、前住所地の広域連合が保険者となる特例(住所地特例制度)が設けられている。

また、国民健康保険にも同様の住所地特例制度がある。



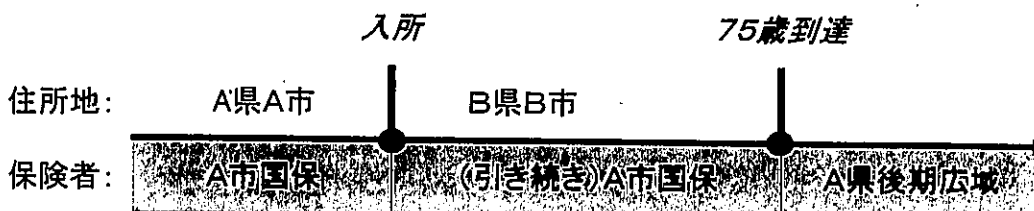
2 後期高齢者医療制度加入時の住所地特例の改正内容

高齢者の医療の確保に関する法律の改正により、75歳に到達した等により、国民健康保険(国保)から後期高齢者医療保険(後期)へ加入する場合、後期に加入する直前の国保の住所地特例を引き継ぐこととなった。

【改正前】



【改正後(平成30年4月以降)】



3 条例改正の内容

- (1) 根拠法令 高齢者の医療の確保に関する法律 第55条の2
- (2) 改正内容 住所地特例により長崎県外に居住する長崎市国保の被保険者が75歳到達等で後期高齢者医療制度の被保険者になる時に、住所地特例により長崎県後期高齢者医療広域連合の被保険者として引き継ぎ、長崎市が保険料を徴収すべき被保険者として規定する。
- (3) 施行日 平成30年4月1日

4 長崎市後期高齢者医療に関する条例新旧対照表

現 行	改正案
<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 本市が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) 本市に住所を有する被保険者</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第55条第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等(同項に規定する病院等をいう。以下同じ。)に入院等(同項に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際本市に住所を有していたもの</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際本市に住所を有していたもの</p> <p>(4) 法第55条第2項第2号の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った同号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際本市に住所を有していたもの</p> <p>(5) 新設</p>	<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 (同左)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第55条第1項(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等(法第55条第1項に規定する病院等をいう。以下同じ。)に入院等(同項に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際本市に住所を有していたもの</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際本市に住所を有していたもの</p> <p>(4) 法第55条第2項第2号(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った法第55条第2項第2号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際本市に住所を有していたもの</p> <p>(5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により本市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であったもの</p>

(普通徴収に係る保険料の納期)

第4条 (略)

2 (略)

3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又は当該額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又は当該額の全額は、すべて当該年度の最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

第5条～第8条 (略)

(普通徴収に係る保険料の納期)

第4条 (略)

2 (略)

3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又は当該額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又は当該額の全額は、全て当該年度の最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

第5条～第8条 (略)

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。